

土地改良区を元気にする情報紙！



水土里ネット パワーアップナビ



目次

(写真)徳ヶ池(平成25年度完了 県営ため池等整備事業)
管理主体：水土里ネット益子町

- 地域と共に 水土里ネット益子町(益子町土地改良区)
- 合併後を訪ねて 水土里ネット栃木市(栃木市土地改良区)
- 平成29年度県営土地改良事業の換地業務に係る感謝状贈呈式
- 「那須疏水」世界かんがい施設遺産に！

2018/2

Vol. 12

TAKE FREE

地域と共に

このコーナーでは、地域の農業振興や地域社会との協働・交流活動に取り組んでいる土地改良区を紹介します。

水土里ネット益子町 (益子町土地改良区)

所在地：芳賀郡益子町前沢490-1
理事長：仁平 孝芳
設立：平成21年1月30日
地区面積：858ha
組合員数：1,521名

水土里ネット益子町では、大郷戸ダムをはじめ、ため池や揚水機場など多くの土地改良施設を管理しています。

平成30年度からは新規の県営圃場整備事業が予定されていることから、今後も管理体制の強化を図っていくことが重要となっています。

今回は、仁平理事長、菅野事務局長から施設の維持管理や土地改良区運営についてお話を伺いました。



土地改良施設の維持管理や土地改良区運営についてお話しする仁平理事長（左）、菅野事務局長（右）

◆管理している施設を教えてください。

⇒ため池と揚水機場あわせて46箇所、さらに大郷戸ダムを管理しています。

大郷戸ダムは、昭和61年に完了した県営かんがい排水事業によって造成された施設で、総貯水量289,000m³のフィルダムです。

◆施設を維持管理していく上での課題や苦労していることはありますか？

⇒管理している施設が多いことから、**施設補修費の確保**が課題となっています。このため、県や町などの関係機関から補助事業に関する情報収集

を行い、**積極的に補助事業を活用しながら、費用負担の低減**を図っています。

来年度からは、県営農村地域防災減災事業によって、南部地区にある八幡池の改修工事が行われる予定です。



大郷戸ダム（昭和61年完了 県営かんがい排水事業）

◆来年度から開始予定の圃場整備事業について教えてください。

⇒小泉・本沼地区において、畑地41.4ha、水田12haの県営圃場整備事業が予定されています。水田は標準区画を50aの大区画とし、道水路も整備することから、農作業の効率化が図られます。畑地は新たに**パイプライン**を整備することから、計画的に安定した営農が期待されます。

農地集積については、新たに作成する**パンフレット**等で組合員の理解を図りながら、担い手農家や集落営農組織へ集積を進めていく予定です。



南部揚水機場

南部地区には他にも揚水機場が14箇所あり、維持管理施設が多く存在する。

◆土地改良区運営の強化のために行っていることはありますか？

⇒運営基盤の強化として、**未納賦課金対策**に力を入れています。理事長をはじめとした役員や総代が直接督促・説明を行っています。

また、**先進事例の情報収集**も積極的に行い、今後の運営に役立てていきたいと考えています。

◆現在取り組んでいる地域との協働・交流活動はありますか？

⇒大きな交流活動は行っておりませんが、**水路の堀さらいを地域住民と共に行っている**地区もあります。

今後は、土地改良区全体でこの取組が広まっていければと考えています。

合併後を訪ねて

このコーナーでは、合併に至るきっかけや、合併後の土地改良区運営について紹介します。

水土里ネット栃木市 (栃木市土地改良区)

所在地：栃木市川原田町471-7

理事長：中田 芳宏

設立：平成26年1月15日

地区面積：640ha

組合員数：1,183名

水土里ネット栃木市は、平成26年1月15日に、旧栃木市内にあった8土地改良区が合併して誕生しました。

現在は、総代40名、役員20名（理事17名、監事3名）、職員3名の体制で土地改良区の運営に取り組んでいます。

今回は、中田理事長、野尻副理事長、植竹事務局長から水土里ネット栃木市の合併についてお話を伺いました。



(写真左) 合併の経緯や合併後の運営についてお話しする中田理事長(右)、野尻副理事長(中央)、植竹事務局長(左)



(写真右) 土地改良区事務所：合併当時は旧土地改良区の事務所を使用していたが、平成28年に現在の場所に新しく建て、事務の環境を整備した。

◆合併に至った経緯を教えてください。

⇒平成22年度、8土地改良区全てで大規模な事業が完了し、維持管理事業に移行することになりました。

しかし、一部の土地改良区では、受益面積が小さく職員が不在で、**隣接の土地改良区に事務を委託**している状況でした。

今後、土地改良区に求められる役割が多様化する中で、老朽化が進む施設の維持管理を考えると、**職員体制の充実**を図り、土地改良区の**組織運営基盤を強化**する必要性がありました。

こうした背景から、合併の機運が高まり、平成26年に8土地改良区が合併しました。



合併予備契約書調印式の様子(平成25年1月23日)

◆合併するにあたり、苦労したことはありましたか？

⇒土地改良区ごとに水系が異なり、受益地も離れているため、他の土地改良区がどのような地域性を有しているかわからず、合併後の土地改

良区のイメージがはっきりと湧きませんでした。

このことから、地元の合意形成を図るために、会議で情報交換するなど、**地域性の把握**に努めました。

◆**合併直後、事務処理等で苦労したことはありませんか？**

⇒合併前に土地原簿の電子データ化を完了させ、合併直後から賦課業務を円滑に行えるように準備していたため、事務処理等については大きな混乱を避けることができました。

◆**合併前と比較して、運営上大きく変化したことはありませんか？**

⇒**事務局体制が変化**しました。合併した8つの土地改良区の内、3つは**職員が不在**だったため、3土地改良区にとっては事務局体制の整備が大きな変化となります。また、複数名の職員を確保したことにより、**分業体制が確立**し、**事務の効率化**が図られました。

また、合併したことにより、**他地区との情報交換が容易になりました**。施設の維持管理方法や耕作方法など、他地区の優れた事例を地区委員会に取り入れています。

◆**多面的機能支払交付金に係る活動について教えてください。**

⇒地元小学生との生き物調査や、未耕作地でのチューリップの植栽活動を行っています。

土地改良区にとって最も重要な役割は、施設を管理し、良好な営農状況を持続させることです。同時に生き物が生息できる環境の保全や良好な景観の形成も必要な役割であると考えています。



地元小学生と生き物調査を実施

◆**これからの土地改良区運営で懸念されることはありますか？**

⇒組合員の高齢化や後継者不足によって、今後、耕作放棄地が増加し、未収賦課金も増加することを懸念しています。

これについては、農地中間管理機構の制度を有効活用し、**集落営農の推進**に努めていきたいと考えています。

◆**これから土地改良区をどのように運営していきたいですか？**

⇒土地改良事業を実施しても組合員の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加や土地改良施設更新等、数多くの問題が山積しています。

このような状況下での土地改良区の運営は、非常に厳しいものですが、合併のメリットでもある**財政負担の軽減**や、**行政との連携強化**を図るとともに、役員と職員が一丸となって土地改良区の円滑な運営に努めていきたいです。



◆ミニ情報

県ではとちぎ土地改良区アクションプランにおいて、土地改良区の組織基盤の強化を図るため、統合整備（合併）を促しています。

合併することによって、

- ・ **事務経費の削減**
 - ・ 専任職員の確保、事務処理の電算化による**事務処理体制の強化**
 - ・ 施設や用排水管理の一元化による、**維持管理の効率化**
- などの効果が期待されます。



県からのお知らせ

PCB廃棄物やPCBが含まれた製品を保有している農業者の方へ

PCB廃棄物は、法律で定められている期間までに処分することが義務付けられていますので、お使いの電気機器などにPCBが含まれていないか確認いただき、該当する場合は法律に基づく手続きや処分を行ってください。

高濃度PCB廃棄物

変圧器・コンデンサー等：2022.3.31まで

照明器具の安定器等：2023.3.31まで

低濃度PCB廃棄物：2027.3.31まで

〔栃木県環境森林部廃棄物対策課〕
TEL：028-623-3107

Q. 処分は誰に委託できますか？

A. 高濃度PCB廃棄物は、『中間貯蔵・環境安全事業（株）（通称：JESCO）』で処分します。なお、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。

Q. 処分費用の軽減措置はありますか？

A. 高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業（土地改良区を含む）等は70%、個人は95%が軽減されます。

詳しくはこちら （栃木県HP）
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-top.html>

平成29年度

県営土地改良事業の換地業務に係る感謝状贈呈式

平成29年11月15日、県公館において、県営土地改良事業の換地業務の円滑な遂行に寄与した次の土地改良区に対し、知事より感謝状を贈呈しました。

- ・城山土地改良区（城山地区）
- ・日光市土地改良区 小倉地区圃場整備事業推進委員会（小倉地区）
- ・日光市土地改良区 小代地区圃場整備事業推進委員会（小代地区）
- ・日光市土地改良区 明神地区圃場整備事業推進委員会（明神地区）
- ・清次郎口用水土地改良区（鬼怒川西部地区）
- ・南押原土地改良区（藤江地区）
- ・針ヶ谷土地改良区（針ヶ谷地区）

感謝状を受けた土地改良区を代表して城山土地改良区の鈴木嗣夫理事長が、「今後は、県営土地改良事業で生まれ変わったこの農地を次世代に喜んでつないでいけるよう、活性化していくことが私たちの使命と考えております。」と述べられました。



（写真）感謝状贈呈式の様子



（写真）城山土地改良区 鈴木嗣夫理事長

「那須疏水」世界かんがい施設遺産に！

平成29年10月10日、メキシコシティで開催された、国際かんがい排水委員会（ICID）第68回国際執行理事会において、「那須疏水」が世界かんがい施設遺産に登録されました。

那須疏水は、生活することも困難であった不毛な土地「那須野ヶ原」を、田畑へ変えて農業振興を図ることを目的に建設されたかんがい施設です。

卓越した土木技術で開削されたこの施設は、日本三大疏水の1つとして数えられ、現在、那須野ヶ原土地改良区連合管理のもと、約2,600haの田畑を潤しています。



旧西岩崎取水口



那須疏水幹線水路



西岩崎頭首工

●世界かんがい施設遺産とは？

⇒かんがいの歴史・発展を明らかにし、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰する制度です。

この登録を契機に、**本県の新たな歴史遺産が世界に発信されることになります。**

～編集後記～

益子町土地改良区及び栃木市土地改良区の役職員の皆様、御協力ありがとうございました。紙面をお借りして、心より感謝申し上げます。

県では、今後とも分かりやすい紙面づくりを心掛けて参りますので、御感想や御意見等がありましたら、下記までお寄せください。